日理協 24 第 515 号 2025 年 2 月 12 日

内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (経済財政政策)、経済再生担当、新しい資本主 義担当、賃金向上担当、スタートアップ担当、 全世代型社会保障改革担当、感染症危機管理担当、 防災庁設置準備担当

赤澤亮正殿

防災庁設置準備室の発足に際する 防災庁における理学療法士の配置に関する要望

平素より本会および理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。2024 年1月1日に発生した能登半島地震や、同年9月に同地域を襲った豪雨による災害など、甚大な被害をもたらした災害においては、迅速且つ円滑に医療支援体制を整える必要があります。加えて、長期に及ぶ避難所生活や不慣れな生活環境において、急性肺血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)や疲労や不衛生な環境に起因した急性肺炎など、いわゆる「災害関連死」が連鎖的に発生するリスクがあります。「防ぎえる障害: preventable disaster disability」、「防ぎえる死: preventable disaster death」の対策として、理学療法士による運動指導や廃用症候群の予防指導、作業療法士による環境調整・整備や精神・心理的サポート、言語聴覚士による口腔・摂食・嚥下やコミュニケーションに対する支援など、3療法士による支援の強化及び整備は、喫緊の課題です。

同年12月に開催された「防災立国推進閣僚会議」の初会合においては、内閣総理大臣より、 被災地における福祉支援の充実や災害対策基本法及び災害救助法の改正についての言及があ り、災害対策への強化、及び福祉支援の拡充に向けた方針が示されています。

つきましては、上記の経緯を受け、人命最優先の防災立国に向けた防災庁設置準備室の発足に伴い、医療・福祉の一体的な支援を実現すべく、設置に際する十分な議論をいただいた上で、理学療法士を含む3療法士の配置を推進いただくことを要望します。「事前防災」の更なる強化のため、格別のご高配を賜りますよう強く要望します。

要望事項

防災庁における理学療法士を含む3療法士の配置を実現されたい。